

徳島県告示第六百八十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を次のとおり取り消した。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	取消年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
合同会社花・花	板野郡藍住町勝瑞字成長三六番地一	ヘルパーステーションこはな	板野郡藍住町勝瑞字成長三六番地一	訪問介護	令和四年十一月三十日